

令和4年12月27日(火)以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

前回の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、新規陽性者数は増加傾向が見られるとともに、病床稼働率も増加し、「警戒(黄信号)」から「非常事態(赤信号)」に移行された一方で、重症化病床率等から行動制限は行わないとし、府民への要請については現行どおりとされました。

これを受けて、12月27日(火曜日)以降の対応につきまして、次のとおりいたします。

12月27日(火)から当面の間までの【淀川区民センターの対応】

開館時間を通常どおり(午前9時30分～午後9時30分まで)大声での歓声・声援等なしの場合は収容定員までの参加を認める。大声での歓声・声援等がある場合は50%以内とする。

ご利用の際には、適切な入場整理の徹底のほか「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」、等の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

いままで同様、利用申込みの際、感染拡大防止対策の「誓約書」が必要になります。

【要請期間】

令和4年12月27日(火曜日)から当面の間まで

※今後、府・市の方針決定に基づき対応の変更を行う場合、改めて通知いたします。

※今後の感染状況等に応じて、利用日時点で取扱いの期間や内容が変更される可能性があることから、事前にお伝えする。

※使用料等の還付について

使用料等の還付の取扱いは通常どおりとします。

今後とも、感染症拡大防止にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。